

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成 29 年 8 月 16 日

今治市監査委員 川 口 義 輝
同 藤 原 秀 博

対 象 団 体	主 管 課 等	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
今治市漁業協同組合協議会	農水港湾部 水産課	平成 29 年 6 月 28 日
<p>(監査の結果)</p> <p>1 先進地視察研修について、研修内容に関する報告書の作成がなされていなかった。報告書を作成し、研修内容についての情報を協議会全体で共有し、今後の活動に役立てていただきたい。</p> <p>2 決算書の基となる支払伝票の集計段階で、実際に支払った金額と帳票に記載された金額が一致しないものがあった。適切な事務処理を心がけていただきたい。</p>		
<p>(措置の内容)</p> <p>1 補助団体に対して、協議会の総会等開催される際に、先進地視察研修において今後今治の水産業にとって参考となり得る事例等を報告し、協議会全体で共有できるように指導を行った。</p> <p>2 補助団体に対して、今後は計算間違いの無いよう、チェック回数を重ねるなどし、適切な事務処理をするよう指導を行った。</p>		

対 象 団 体	主 管 課 等	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
大三島環境など3者	市民環境部 リサイクル推進課	平成29年6月28日
<p>(監査の結果)</p> <p>1 今治市し尿・浄化槽汚泥運搬費助成金の助成対象となる有料道路通行料について、助成対象額を ETC マイレージサービス等の通行料金割引制度の利用後の実費とするよう検討されたい。(リサイクル推進課)</p>		
<p>(措置の内容)</p> <p>1 業者とのヒアリングを実施予定であり、制度説明や事業協力などの協議を重ねて、制度の運用が可能であるかを検討していく。</p>		